ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

４の受験資格の⑴又は⑵に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成27年３月13日（金曜日）午後５時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、14,300円とし、受験手数料の額を一般財団法人歯科医療振興財団所定の５連式払込用紙を用いて郵便局又は銀行の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、平成27年２月13日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成27年３月27日（金曜日）午後２時に、一般財団法人歯科医療振興財団及び厚生労働省にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成26年11月28日（金曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　一般財団法人歯科医療振興財団　東京都千代田区九段北４丁目１番20号　歯科医師会館内　郵便番号102―0073　電話番号03（3262）3381　ＦＡＸ番号03（3262）2179

歯科衛生士試験委員の公告

第24回歯科衛生士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成26年９月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

試験委員長　森田　　学
副委員長　升井　一朗
副委員長　合場千佳子
委　　員

天野　　修	新井　一仁	石井　信之
井上美津子	植田耕一郎	江川　広子
大内　章嗣	柿木　保明	柏俣　正典
片倉　伸郎	小関　健由	後藤　君江
五味　一博	酒巻　裕之	佐藤　　聡
佐藤　陽子	品田佳世子	多田美穂子
玉木　裕子	筒井　　睦	豊澤　　悟
永野千恵子	仁井谷善恵	野村　正子
浜田　信城	日髙　勝美	日野出大輔
藤平　弘子	船奥　律子	眞木　吉信
松村　英雄	宮崎　晶子	

第23回あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第２条第１項の規定により、第23回あん摩マッサージ指圧師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第３条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。

平成26年９月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　試験期日　平成27年２月21日（土曜日）

２　試験地　晴眼者　宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、鹿児島県
　視覚障害者　各都道府県

３　試験科目及び試験方法

⑴　試験科目　医療概論（医学史を除く。）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論・経絡経穴概論、あん摩マッサージ指圧理論及び東洋医学臨床論

⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア　拡大文字、超拡大文字又は点字による受験

イ　アの方法と試験問題を録音したＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長又は厚生労働大臣の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

ウ　照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第２条第１項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（平成27年３月16日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第２条第１項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

⑶　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）第４条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第18条の２第２項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、法附則第18条の２第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、３年以上、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能又は５年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（平成27年３月16日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑷　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際（昭和47年５月15日）現に沖縄県内のあん摩マッサージ指圧師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第２条第１項に規定するあん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第19号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、３の⑵のアによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、イを希望する者は、「ＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用希望」又は「読み上げ希望」と記載すること。

イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。